

改正案

目次

第一章 総則（第一条―第十九条）

第二章 中間連結貸借対照表

第一節 総則（第二十条―第二十一条）

第二節 資産（第二十三条―第三十五条）

第三節 負債（第三十六条―第四十一条）

第四節 連結調整勘定（第四十二条）

第五節 少数株主持分（第四十三条）

第六節 資本（第四十四条―第四十六条）

第七節 雑則（第四十七条―第五十条）

第三章 中間連結損益計算書

第一節 総則（第五十一条・第五十二条）

第二節 売上高及び売上原価（第五十三条―第五十五条）

第三節 販売費及び一般管理費（第五十六条・第五十七条）

第四節 営業外収益及び営業外費用（第五十八条―第六十条）

第五節 特別利益及び特別損失（第六十一条―第六十三条）

第六節 中間純利益又は中間純損失の表示（第六十四条・第六十五条）

第七節 雑則（第六十六条―第七十条）

第四章 中間連結剰余金計算書

第一節 総則（第七十一条）

現行

目次

第一章 総則

第二章 中間連結貸借対照表

第一節 総則

第二節 資産

第三節 負債

第四節 連結調整勘定

第五節 少数株主持分

第六節 資本

第七節 雑則

第三章 中間連結損益計算書

第一節 総則

第二節 売上高及び売上原価

第三節 販売費及び一般管理費

第四節 営業外収益及び営業外費用

第五節 特別利益及び特別損失

第六節 中間純利益又は中間純損失の表示

第七節 雑則

第四章 中間連結剰余金計算書

第一節 総則

第二節 中間連結剰余金計算書の記載方法（第七十二条―第七十五条）

第三節 雑則（第七十六条）

第五章 中間連結キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則（七十七条・七十八条）

第二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第七十九条・第八十条）

第六章 雑則（第八十一条）

（資本の分類及び区分表示）

第四十四条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもって掲記しなければならない。

（削る）

2| 財務諸表等規則第六十二条第一項、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式払込金、申込期日経過後における新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3| 連結財務諸表規則第四十二条第三項の規定は、土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金について準用する。

4| 連結財務諸表規則第四十二条第四項の規定は、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額について準用する。

5| 連結財務諸表規則第四十二条第五項の規定は、外国にある子会社

第二節 中間連結剰余金計算書の記載方法

第三節 雑則

第五章 中間連結キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則

第二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（新設）

（資本の分類及び区分表示）

第四十四条 資本は、資本金、資本準備金及び連結剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本準備金及び連結剰余金の科目をもって掲記しなければならない。

2| 前項の場合において、資本の欠損があるときは、連結剰余金は、欠損金として記載しなければならない。

3| 財務諸表等規則第六十二条第一項及び第六十三条第二項の規定は、新株式払込金、申込期日経過後における新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるものについて準用する。

4| 連結財務諸表規則第四十二条第四項の規定は、土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金について準用する。

5| 連結財務諸表規則第四十二条第五項の規定は、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額について準用する。

6| 連結財務諸表規則第四十二条第六項の規定は、外国にある子会社

又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本の換算に用いる為替相場とが異なることよって生じる換算差額について準用する。

(自己株式の表示)

第四十五条 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する中間連結財務諸表提出会社の株式は、資本に対する控除科目として中間連結貸借対照表の資本の部の末尾に記載しなければならぬ。

(削る)

第二節 中間連結剰余金計算書の記載方法

(中間連結剰余金計算書の表示区分)

第七十二条 中間連結剰余金計算書は、資本剰余金の部及び利益剰余金の部に区分して記載するものとする。

(資本剰余金の部の区分記載)

第七十二条の二 連結財務諸表規則第七十一条の二の規定は資本剰余金の部の区分記載について準用する。この場合において、「期末残高」とあるのは「中間期末残高」と読み替えるものとする。

(資本剰余金増加高に関する表示方法)

又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本の換算に用いる為替相場とが異なることよって生じる換算差額について準用する。

(自己株式の表示)

第四十五条 自己株式は、資本に対する控除科目として中間連結貸借対照表の資本の部の末尾に記載しなければならない。

2) 前項の規定は、連結子会社が所有する中間連結財務諸表提出会社の株式について準用する。

(新設)

(中間連結損益及び剰余金結合計算書)

第七十二条 中間連結剰余金計算書は、中間連結損益及び剰余金結合計算書(中間連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったもの)を作成する場合には、これを省略することができる。

(新設)

(新設)

第七十二条の三 連結財務諸表規則第七十一条の三の規定は資本剰余金増加高に関する表示方法について準用する。

(資本剰余金減少高に関する表示方法)

第七十二条の四 連結財務諸表規則第七十一条の四の規定は資本剰余金減少高に関する表示方法について準用する。

(削る)

(利益剰余金の部の区分記載)

第七十三条 連結財務諸表規則第七十二条の規定は利益剰余金の部の区分記載について準用する。この場合において、「期末残高」とあるのは「中間期末残高」と読み替えるものとする。

(利益剰余金増加高に関する表示方法)

第七十四条 連結財務諸表規則第七十三条の規定は利益剰余金増加高に関する表示方法について準用する。

(新設)

第二節 中間連結剰余金計算書の区分記載

(中間連結剰余金計算書の区分記載)

第七十三条 中間連結剰余金計算書は、次に掲げる項目について、その区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならぬ。

- 一 連結剰余金期首残高又は欠損金期首残高
- 二 連結剰余金増加高又は欠損金減少高(中間純利益を除く。以下同。)
- 三 連結剰余金減少高又は欠損金増加高(中間純損失を除く。以下同。)
- 四 中間純利益又は中間純損失
- 五 連結剰余金中間期末残高又は欠損金中間期末残高

(連結剰余金増加高又は欠損金減少高に関する表示方法)

第七十四条 前条第二号に規定する連結剰余金増加高又は欠損金減少高は、その発生原因を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならぬ。

(利益剰余金減少高に関する表示方法)

第七十五条 連結財務諸表規則第七十四条の規定は利益剰余金減少高に関する表示方法について準用する。

第六章 雑則

第八十一条 連結財務諸表規則第八十七条から九十条までの規定は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。この場合において、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この府令の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、

(連結剰余金減少高又は欠損金増加高に関する表示方法)

第七十五条 第七十三条第三号に規定する連結剰余金減少高又は欠損金増加高は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

- 一 配当金（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配の金額を含む。）
- 二 役員賞与
- 三 資本金
- 四 その他

2| 前項第四号のその他の項目は、その発生原因を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(新設)

(新設)

同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のうち施行日以後に提出される有価証券届出書及び半期報告書に記載されるものについては、新中間連結財務諸表規則を適用して作成することができる。

3 施行日以後に提出される有価証券届出書及び半期報告書に記載される中間連結財務諸表のうち施行日から平成十四年九月三十日までを開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例によることができる。

4 施行日以後最初に開始する中間連結会計期間に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している中間連結財務諸表提出会社（新中間連結財務諸表規則第八十一条の規定の適用を受けるものを除く。）の提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、新中間連結財務諸表規則第八十一条に規定する用語、様式及び作成方法によることができる。

改 出 帳								現 行							
様式第四号 (中間連結貸借対照表)								様式第四号 (中間連結貸借対照表)							
区分	注記 番号	前中間連結会計期間 末 (平成 年 月 日)		当中間連結会計期間 末 (平成 年 月 日)		前連結会計年度の要 約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)		区分	注記 番号	前中間連結会計期間 末 (平成 年 月 日)		当中間連結会計期間 末 (平成 年 月 日)		前連結会計年度の要 約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)			金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
(資産の部・負債 の部)略								(資産の部・負債 の部)略							
(資本の部)								(資本の部)							
資本金		×××		×××		×××		資本金		×××		×××		×××	
資本剰余金		×××		×××		×××		資本準備金		×××		×××		×××	
利益剰余金		×××		×××		×××		連結剰余金		×××		×××		×××	
資本合計		×××		×××		×××		資本合計		×××		×××		×××	
負債、少数株主 持分及び資本合 計		×××		×××		×××		負債、少数株主 持分及び資本合 計		×××		×××		×××	

中間連結財務諸表規則様式六号（新旧）

出 張

様式第六号
【中間連結剰余金計算書】

区 分	注記 番号	前中間連結会計年度 〔自平成年月日〕 〔至平成年月日〕		当中間連結会計期間 〔自平成年月日〕 〔至平成年月日〕		前連結会計年度の要 約連結剰余金計算書 〔自平成年月日〕 〔至平成年月日〕	
		金額（円）		金額（円）		金額（円）	
資本剰余金の部							
資本剰余金期首残高			×××	×××		×××	
資本剰余金増加高							
増資による新株の 発行		×××		×××		×××	
自己株式処分差益		×××		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××	×××	×××
資本剰余金減少高							
配当金		×××		×××		×××	
自己株式消却額		×××		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××	×××	×××
資本剰余金期末残高			×××	×××		×××	
利益剰余金の部							
利益剰余金期首残高			×××	×××		×××	
利益剰余金増加高							
中間純利益		×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....		×××		×××		×××	
利益剰余金減少高							
配当金		×××		×××		×××	
役員賞与		×××		×××		×××	
資本金		×××		×××		×××	
自己株式消却額		×××		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××	×××	×××
利益剰余金期末残高			×××	×××		×××	

現 行

様式第六号
【中間連結剰余金計算書】

区 分	注記 番号	前中間連結会計年度 〔自平成年月日〕 〔至平成年月日〕		当中間連結会計期間 〔自平成年月日〕 〔至平成年月日〕		前連結会計年度の要 約連結剰余金計算書 〔自平成年月日〕 〔至平成年月日〕	
		金額（円）		金額（円）		金額（円）	
連結剰余金期首残高 （又は欠損金期首残高）			×××	×××		×××	
連結剰余金増加高 （又は欠損金減少高）							
.....		×××		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結剰余金減少高 （又は欠損金増加高）							
配当金		×××		×××		×××	
役員賞与		×××		×××		×××	
資本金		×××		×××		×××	
.....		×××		×××		×××	
.....		×××	×××	×××	×××	×××	×××
中間純利益 （又は中間純損失）			×××	×××		×××	
連結剰余金期末残高 （又は欠損金期末残高）			×××	×××		×××	